

第4章 重点施策

1 重点施策立案の背景、意味・ねらい

この計画を策定するために実施した基礎調査や岐阜市地域福祉推進委員会における審議等を通じて認識した「主要課題」に対し、市及び市社協は、以下の施策を「重点施策」として新規に、または従前の施策を拡充して実施することとします。

重点施策 ①	支え合い活動の基礎となる情報基盤整備
 主要課題	<p>立案の背景</p> <ul style="list-style-type: none">日常及び災害時の孤立不安・リスクが高くなっていること（高齢化、小世帯化など）見守り活動等において、個人情報の管理に関する考え方や立場の違いから活動体制が充実できない例が散見されること <p>立案の意味・ねらい</p> <ul style="list-style-type: none">支え合い活動の原点となる「誰が」「どのように」支援を必要としているかに関する情報を地域住民自ら取得・共有し、関係者間の連携が円滑に行われる施策が必要であること
 取り組むべきこと	<p>新規 i) 近隣住民による日常の見守り・災害時の避難行動支援の一体的な体制づくり 新規 ii) 地域福祉活動の円滑化</p>

重点施策 ②	支え合い活動を担う人材の養成
 主要課題	<p>立案の背景</p> <ul style="list-style-type: none">「見守り・助け合いが大切」と思う一方で、「どう関わって良いかわからない」市民が多いこと（☞3ページ参照）「活動のきっかけづくり→実践→ステップアップ」と段階的なノウハウの提供が求められていること <p>立案の意味・ねらい</p> <ul style="list-style-type: none">市民が自ら地域の福祉課題を把握し、必要な活動を立ち上げ、充実させていくよう、人材養成面から支援できる施策を充実させていく必要があること
 取り組むべきこと	<p>拡充 地域活動の自立性を高めるための人材養成</p>

重点施策 ③	支え合い活動を担う団体への支援
 主要課題	<p>立案の背景</p> <ul style="list-style-type: none">前計画期間に、一部の地域において取り組まれるようになった近隣住民相互の見守り・助け合い等の地域独自の支え合い体制づくりが、より多くの地域で、さらに充実した活動として取り組まれるよう施策の充実を図ること多様な主体が生活支援活動に取り組めるよう施策の充実を図ること <p>立案の意味・ねらい</p> <ul style="list-style-type: none">地域ごとに課題、活動実態、住民の考え方等は多様なことから、地域ごとの状況に応じて福祉活動を支援していく必要があること
 取り組むべきこと	<p>拡充 i) 見守り・助け合い活動に取り組む団体支援 新規 ii) 地域ごとの〇〇地区地域福祉活動計画づくり</p>

重点施策 ④

ボランティア・NPO支援機能の充実



主要課題

立案の背景

- 市民の「経験や知識を生かし社会貢献したい」、若者の「自分の地域をよく知り、まちづくりに参画してみたい」、シニア世代の「現役時代とは異なる社会参加」等のニーズが増大・多様化していること
- 地域で暮らす支援を必要とする人の増加に伴い、生活支援ニーズも増大・多様化していること

立案の意味・ねらい

- 従前のボランティア・NPO中間支援施策を、市民相互の支え合いの場の拡大を図る観点から見直し、拡充を図る必要があること



取り組むべきこと

拡充 i) 生活支援ニーズとボランティア・NPOとのマッチング等中間支援機能の強化

拡充 ii) 長寿社会を見据えた高齢者同士の支え合い活動の場の拡大

重点施策 ⑤

公的な相談支援と地域福祉活動の協働



主要課題

立案の背景

- 福祉サービスを必要とする人が地域社会の一員として暮らしていくためには、近隣住民との関係づくりや生きがいの増進など、公的な支援のみでは応えにくい支援も必要であること
- 活動内容を、支援を必要とする人等にとって有意義なものへと充実させたいが、そのための情報やノウハウが不足しているという課題意識を持つ住民組織、ボランティア・NPO 等が多い現状があること

立案の意味・ねらい

- 公的な相談支援機関と地域福祉活動団体との連携協力を推進していく施策が必要であること



取り組むべきこと

新規 「地域助け合い活動創出支援協議連絡票」を活用した地域福祉活動のコーディネート機能の充実

2 重点施策の内容

重点施策 ① 支え合い活動の基礎となる情報基盤整備

i) 近隣住民による日常の見守り・災害時の避難行動支援の一体的な体制づくり

1 目的・概要

- 支え合い活動の原点となる「誰が、どのような」見守りや手助けを必要としているか等に関する個人情報を、地域住民が本人の意向に基づいて取得・共有する「地域における情報基盤整備」を図る施策を本計画において新たに実施します。
- 特に、高齢者や障がい者などの支援を必要とする人等を対象とする「近隣住民による日常の見守り活動」と「災害時の避難行動支援体制づくり」が一体的に推進できるよう、活動の手引きや様式等をモデルとして提示し、普及啓発を図ります。

2 役割分担

- 市**
- 地域住民が見守り等の社協支部活動と一体的に災害時の避難行動の個別支援体制づくりを進められるよう指針を示し、支え合い活動の基礎となる避難行動要支援者に関する情報を本人の意向に基づいて関係団体へ提供するとともに、市社協と連携して体制づくりを支援します。
 - 新たな社協支部活動により得られた情報を、民生委員・児童委員活動にも活用できるよう調整していきます。
- 市社協**
- 新たな社協支部事業として、また、従来から実践されている活動の充実を図る支部事業として、活動モデルを考案し、普及啓発を図ります。
 - 各社協支部の状況や役員の意向を踏まえながら、市社協地域福祉コーディネーターが、支え合い活動の基礎となる情報基盤とこれに基づく日常・災害時の個別的な支援体制が整えられるよう支部事業をコーディネートします。

情報基盤整備として実施する施策 i) ii) イメージ

支え合い活動の基礎となる情報基盤整備

i) 本人の意向に基づき個人情報を取得・共有する新たな活動モデル

- 「誰が、どのような」支援を必要としているかが把握できる
- 本人意向に基づいて活動できる
- 「お互いさま」意識が行動に移せるしくみづくりができる



ii) 活動円滑化のしくみ

- 地域福祉活動における個人情報取扱いの考え方を整理・共有する福祉委員と民生委員が連携しやすいしくみづくりなど



- 日常の見守りと災害時の避難行動支援の一体的な体制づくり

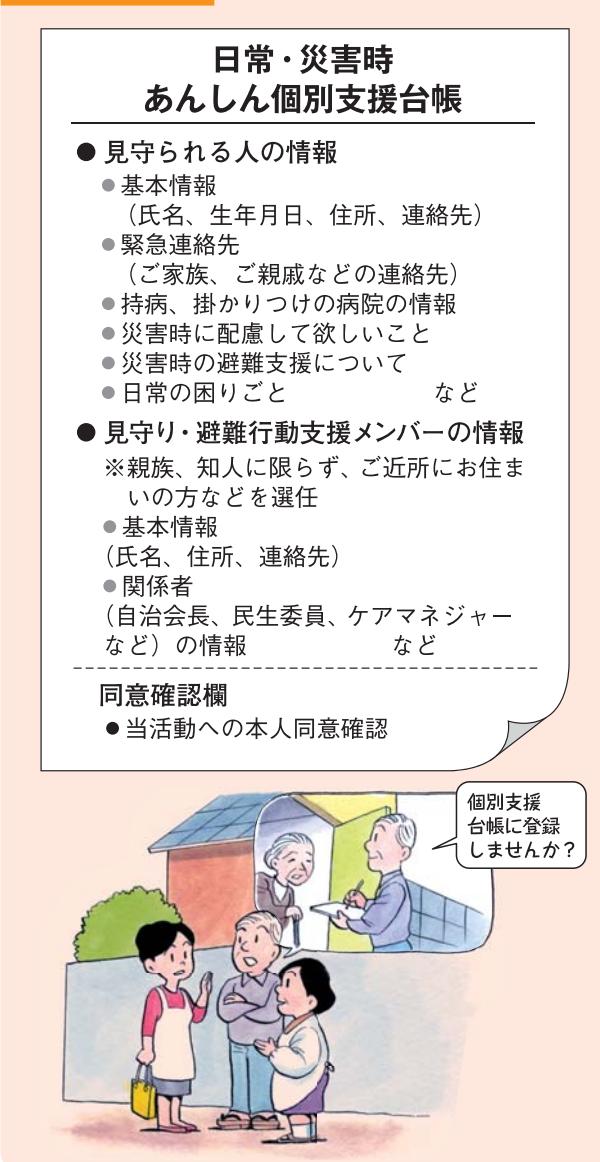
- 既存の地域福祉活動の充実・発展
- 公助と共助活動の協働による要支援者に対する相談支援の充実

③ 具体的な取り組み

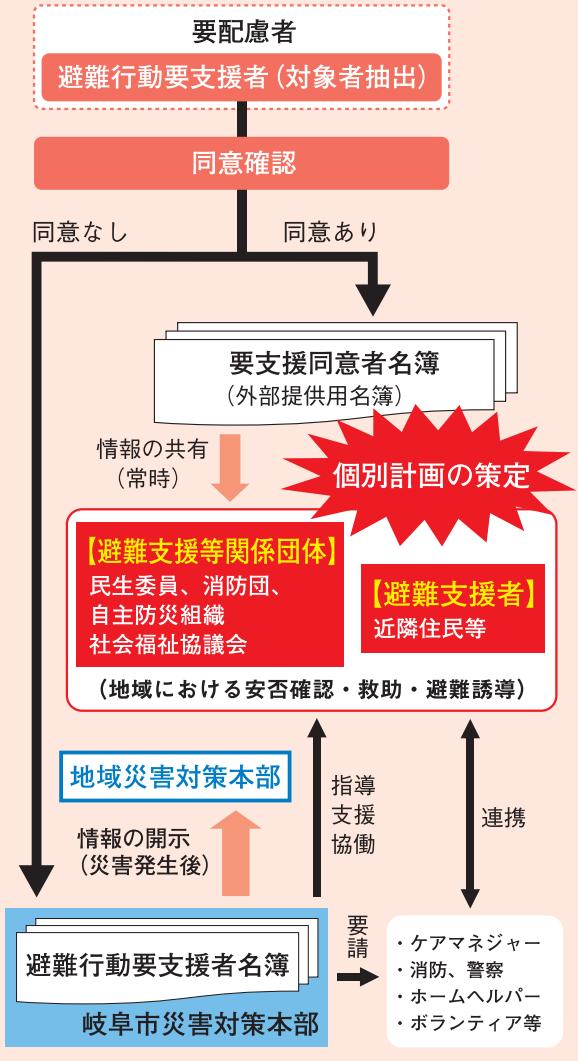
近隣住民による日常の見守り・災害時の避難行動支援の一体的な体制づくり (活動モデルの提示・普及啓発)

- 孤立不安・リスクを抱える人ごとに、本人の希望に応じて、「誰を、どのように」、日常及び災害時に支援するかについての関係を明らかにする様式・活動モデルを社協支部に提示し、より多くの市民が参画できるよう実践を支援します。
- この新たな活動モデルにより、社協支部が、民生委員や自主防災組織と連携を図りながら、市から提供される避難行動要支援者情報を基礎としつつ、さらにより詳細に自らの地域内の要支援者の存在やその支援ニーズを把握できるよう、また、見守り活動等の日常の福祉活動や災害時の個別的な避難行動支援の体制づくりが一体的に進められるよう、市と市社協は、連携して支援していきます。

様式イメージ図

地域における
避難行動要支援者支援体制づくりの流れ

避難行動要支援者への支援体制フロー



* 自主防災組織…災害対策基本法第5条第2項によって規定されている、住民が自主的に連携して防災活動を行う組織。岐阜市では50地域すべてにおいて、自治会連合会が中心となって組織されている。

ii) 地域福祉活動の円滑化

1 目的・概要

- 重点施策①-i) 近隣住民による日常の見守り・災害時の避難行動支援の一体的な体制づくりが円滑に進められるよう、地域福祉活動を実践する上での障壁となっている個人情報の取り扱いや福祉委員と民生委員との連携に関する課題（以下の「課題その1」、「課題その2」）に対応する施策を本計画において新たに実施します。

2 役割分担

市

- 地域福祉活動において、住民が自らの地域の支援を必要とする人等の情報を取得・共有等していく上で留意すべき事項等について研究し、情報提供します。
- 民生委員活動を前提としたガイドライン等を提示するとともに、民生委員・児童委員協議会等において必要な調整等を行います。

市社協

- 市社協地域福祉コーディネーターが、社協支部活動を前提としたガイドラインや活動モデル等を提示し、各社協支部の状況に応じて活動の実践をコーディネートします。

3 具体的な取り組み

(課題その1) 地域福祉活動における個人情報の取り扱いに関する考え方を整理し地域福祉活動関係者の共通認識としていくこと

～地域福祉活動における個人情報取扱ガイドラインの作成等～

- 地域福祉活動における個人情報の取り扱いの基本的な考え方について、社協支部活動や民生委員活動の実態を踏まえながらガイドラインを作成・提示し、地域での個人情報の取り扱いの仕組みづくりを支援します。
- 地域福祉活動の関係者間で共通認識が得られるよう社協支部活動や民生委員活動における個人情報取扱ガイドラインを作成し、市及び市社協がそれぞれの関係者に普及啓発を図ります。

ガイドライン主要項目のイメージ

地域福祉活動における 個人情報取扱ガイドライン

- 基本的な概念の整理
(法的な義務について、プライバシーについてなど)
- 個人情報取扱のポイント
(取得、利用、管理、提供など)
- 民生委員や福祉事業者等との連携について
- 参考様式
(○○支部個人情報取扱規約、支え合いマップづくり活動における申し合わせ、見守り対象者管理カードなど)
- Q&A
(事例集)

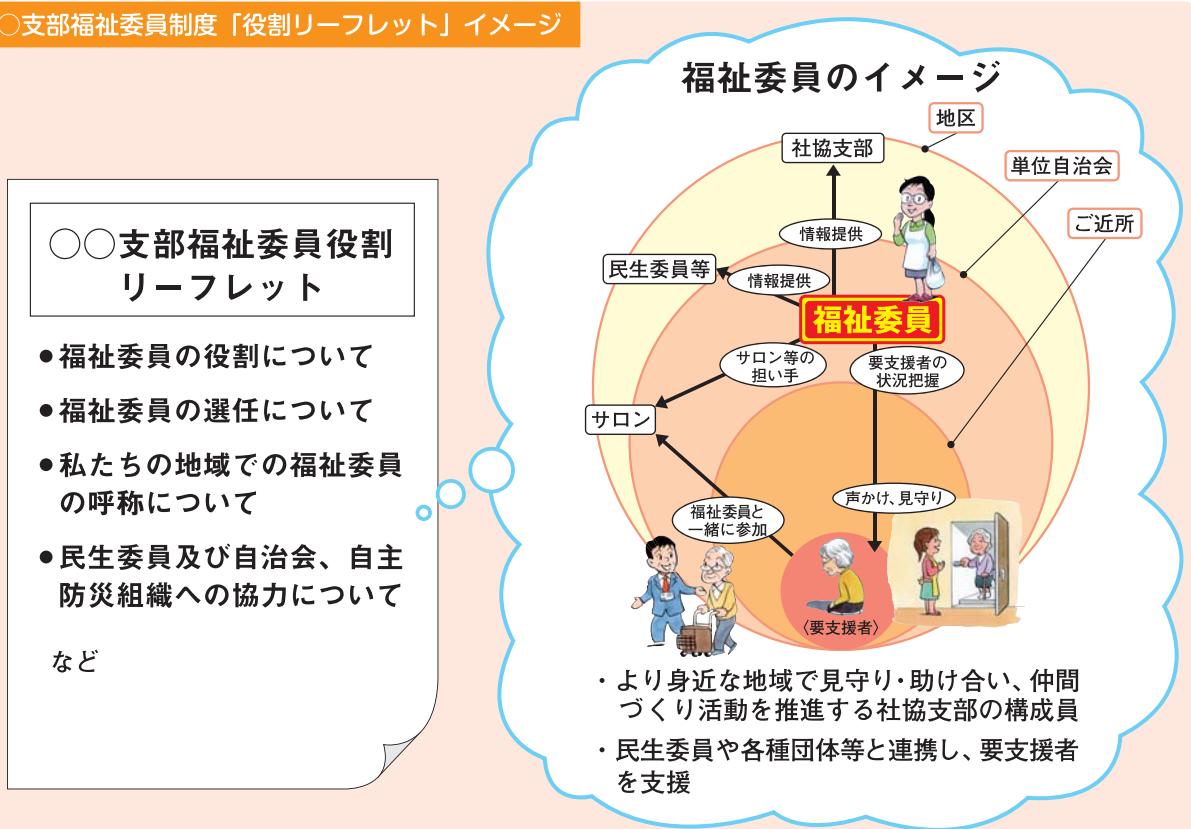


(課題その2) 福祉委員と民生委員等【公的な相談支援関係者】との連携協力を円滑化していくこと

～〇〇支部福祉委員制度「役割リーフレットモデル」「選任プロセスモデル」等の提示・普及啓発～

- ・ 福祉委員と民生委員等との連携の円滑化を図るため、市社協・民生委員児童委員協議会双方の上部組織が、各地区における福祉委員の立場や役割等が明確化され、関係者間で共有できるよう、「役割リーフレットモデル」「選任プロセスモデル」等を開発することを前提とする協議を行います。
- ・ 各地区において、福祉委員と民生委員の両者が連携協力しながら見守り活動、支え合いマップづくり活動、災害時避難行動要支援者の支援体制づくり活動等に取り組めるよう、必要な調整を図りながらリーフレットモデル等を提示し作成を支援します。

〇〇支部福祉委員制度「役割リーフレット」イメージ



この重点施策①の狙い（重点施策を立案した市・市社協の想い）

- ・ ご近所の方がお困りのときは、「助けてあげたい」でも、自分が困ったとき、「助けて！」と声を発するのは困難、「ご迷惑は掛けたくない」（資料編 P84 ページ参照）という状況を解消し躊躇なく「大丈夫？」「ちょっとお願ひ」の声が交わせる活動モデルを創造していきたい。
- ・ 「見守り活動等の対象者が把握しきれない」等の地域福祉活動に取り組もうとする人が抱える悩みを解消する仕組みづくりを、円滑に促進していきたい。
- ・ 災害時の避難行動要支援者の個別支援体制づくりと日常の見守り体制づくりを一体的に促進したい。

重点施策② 支え合い活動を担う人材の養成

・地域活動の自立性を高めるための人材養成(支え合い活動実践者養成事業)

1 目的・概要

- より多くの市民が「支え合う地域社会を築いていきたい」という想いを行動に移していくよう、人材養成面から、市と市社協が一体となり支援する施策の充実を図ります。
- 市民が、自らの地域の支え合い機能(☞14ページ参照)を高めるため、何に、どう取り組めばよいか等を理解することができる研修講座を開講するとともに、講座終了後も、市社協地域福祉コーディネーター等が受講者の活動の実践を支援します。

2 役割分担

- | | |
|-----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> 新たな住民参加サービス等の担い手として、地域住民で高齢者等の生活を支え合う仕組みを構築することを目的とする研修講座を企画立案します。 市民がこの研修講座で学ぶことを実践していくまでの支援体制が整えられるよう、市社協が他に実施する施策との調整等を図ります。 |
| 市社協 | <ul style="list-style-type: none"> 市が実施する研修講座の他に市社協が独自に実施する啓発事業、研修事業、支部活動コーディネート事業等と連動させ、地域福祉活動参加のきっかけづくり(エントリー)、受講後の活動支援(フォローアップ)、さらに理解を深めていく(ステップアップ)等のトータルな人材養成・活動支援体制を整備します。 社協支部活動が、より支援を必要とする人の生活サポートに資するものへ発展していくと同時に、地域住民によってより自主的・自立的に営まれる活動となるよう研修講座の内容を市に提案するとともに、関係する事業を実施します。 |

人材養成により地域の支え合い機能を強化していくイメージ



③ 具体的な取り組み

研修講座の実施

- 講座カリキュラムは、地域の支え合い4機能（「仲間づくり」「課題発見」「見守り」「助け合い」）（P14 ページ参照）を高めるためにコースに分け、各コースごとに地域福祉活動の運営ノウハウが習得できるものとします。
- 特に、これらに関係の深い社協支部活動に関して、運営上の課題を解決しながら自立的な活動として発展させていくためのノウハウ等を講座の題材に取り上げることとします。
- 講座カリキュラムには、受講者が地域の活動の充実に主体的に関われるよう、自らの地域で展開されている地域福祉活動の現状と課題、支え合い機能強化へ向けた活動の在り方などが考察できる時間も盛り込んでいきます。

[社協支部活動の課題]

活動	課題
ふれあい・ いきいきサロン	<ul style="list-style-type: none"> 支部活動「統一メニュー」として、より多くの市民に運営のノウハウが浸透し、自主的・自発的な運営がなされるコミュニティ行事としての定着を図っていくこと さらには、孤立しがちな人を包摂していくという「仲間づくり」の発想を他の地域行事や個人レベルの行動にも波及させていくこと <p style="text-align: center;">H22 49 支部 → H26 50 支部 H22 203 か所 → H25 223 か所</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営の担い手を募り、運営ノウハウを引き継ぐ方法論の確立・普及 参加者の固定化、特定化の解消…他団体との連携協力、開催目的の明確化・多様化 「お誘い活動」への展開等、「見守り」機能の向上を図っていくこと 要支援者や二次予防対象者なども楽しめる場としていくこと
支え合いマップ づくり	<ul style="list-style-type: none"> 支部活動「統一メニュー」として、より多くの地域での展開を図っていくこと (単位自治会単位で見ると実施地区内でもさらに普及) <p style="text-align: center;">H22 5 支部 → H26 35 支部</p> <ul style="list-style-type: none"> 活動における個人情報の取扱いについての考え方を整理すること 民生委員が参加しやすい運営方法の確立・普及 マップ作成過程において得られる「気づき」を地域課題として明確化し、解決していく運営方法の確立・普及(例)マップづくり活動の「ケア会議」化、総会等での「ケア会議タイム」導入など 「見守り」活動、「助け合い」活動への展開
福祉委員 (見守りネット ワーク)	<ul style="list-style-type: none"> 支部活動メニューとして推進し始めた第1次地域福祉活動計画(H17~21年度)当初は、サロン活動の運営が主であったが、近年においては、見守りネットワークの構築・充実の中心的役割を果たすことが期待される <p style="text-align: center;">H22 16 支部 → H26 27 支部</p> <ul style="list-style-type: none"> 「サロン」役員としては、新たな運営の担い手を見出し育成していくこと 「見守り」役員としては、ネットワーク確立の方法論の確立・普及 民生委員との役割分担・連携協力体制の円滑化
緊急医療情報 カード普及啓発 (緊急時・災害時 の支援体制づ くり)	<ul style="list-style-type: none"> 個人レベルでも取り組める「自助」活動として、H23年度から支部活動メニューに加え推進してきた成果を活かし、地域の支え合い（「共助」活動）へ発展させていくこと <p style="text-align: center;">H22 2 支部 → H26 32 支部</p> <ul style="list-style-type: none"> 本人の意向も確認しつつ、日常の見守り活動や災害時の避難支援体制づくり活動と同調させていくこと 民生委員や介護保険ケアマネジャー等との連携協力関係を確立しながら、カード記載内容の定期更新等フォローアップの方法の確立・普及

重点施策②の狙い（重点施策を立案した市・市社協の想い）

- 「支ええる地域社会を築いていきたい」と想う市民が多い。このような方には特に、この計画の基本的な考え方で示す「地域の支え合い機能」を伝えたい。（資料編P84,85 ページ参照）
- 前計画（第2期地域福祉計画・第2次地域福祉活動計画）においても重点施策とした人材養成事業の実績評価に基づいて、市民が支え合い活動の実践へ向け段階的にステップアップしていく研修講座を提供するとともに、他施策と連携しながら実践段階も支援していく。

重点施策③ 支え合い活動を担う団体への支援

i) 見守り・助け合い活動に取り組む団体支援(地域福祉見守り・助け合い体制づくり支援事業)

1 目的・概要

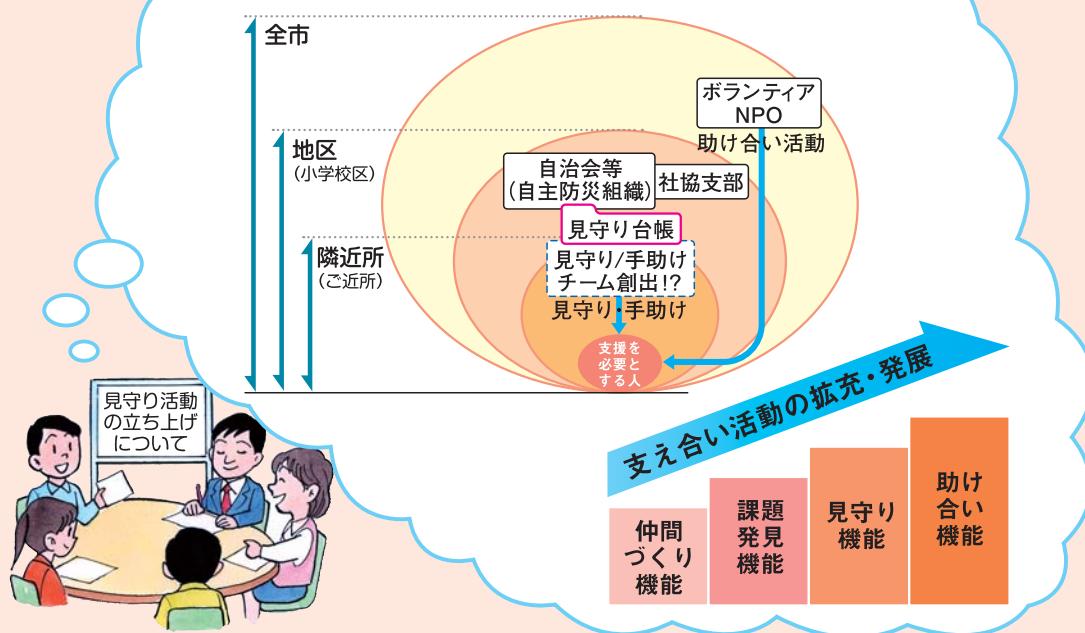
- 地域福祉活動を「立ち上げたい」、「さらに良いものにしていきたい」と構想する団体（地域）に対し、市と市社協が一体となり、事業立ち上げのための財源等を支援していく施策の充実を図ります。
- より多くの地区において、近隣住民間で「誰が、誰を」「どのように」見守るのかを具体的に決めた上で実践する見守り活動が立ち上がり、その取り組みの充実がなされるよう、また、本市における先駆的・モデル的な助け合い地域福祉活動が創出されるよう、市と市社協が協調した補助事業を実施します。

2 役割分担

- | | |
|-----|--|
| 市 | <ul style="list-style-type: none"> ● 公的な側面から、地域福祉活動へ期待することを具体的に提示するとともに、活動支援を通じて市施策との協働関係の推進を図ります。 |
| 市社協 | <ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉活動団体に対し、活動の拠点整備や各種団体等との連携など、見守り・助け合い活動等に必要とされる支援について、庁内関係部局と調整し、総合的な支援を図ります。 ● 社協支部における中長期的な地区地域福祉活動計画の策定を推進するとともに、その計画によって、支援を必要とする住民を中心とした近隣住民間の主体的な見守り・助け合い活動の実践がなされるよう支部活動を支援します。 ● この補助事業の他に市社協が独自に実施する団体支援事業と連動させながら、この重点施策については、地域の支え合い機能（☞14ページ参照）を強化する活動を飛躍的に拡充させていくこうとする地域団体に対する支援施策と位置付けます。 |

見守り・助け合い活動について企画立案する団体のイメージ

見守り・助け合い体制づくりのイメージ



③ 具体的な取り組み

「見守り活動」・「助け合い活動」の立ち上げ等に取り組む団体への支援

- 地域福祉活動団体に対し、活動の立ち上げ等にかかる経費を市・市社協が協調して補助するとともに、他の施策とも連動し、事業計画の立案等のノウハウ等を提供します。

■ 見守り体制の充実

近隣住民相互の見守り活動を充実・立ち上げていこうとする団体に対し、活動モデルやノウハウ等を提供するとともに、日常と災害時を一体的に捉えた「誰が、誰を、どのように見守るのか」の体制づくりに対し必要な経費を補助します。



■ 助け合い活動の実践

高齢者や障がい者などの支援を必要とする人に対する生活支援など市民同士で助け合う活動等であって、本市の先駆的・モデル的な地域福祉活動となりうる新たな助け合い活動（ゴミ出し、買い物代行、庭の清掃などの生活支援サービス）の立ち上げ等に取り組む地域団体やNPO等に対し、必要な経費を補助します。



ii) 地域ごとの〇〇地区地域福祉活動計画づくり

1 目的・概要

- ・ 社協支部が各地区において身近な地域の支え合い活動の実践推進団体として中核的役割を果たしつつ、この計画の重点施策等を地域の状況や住民の意向に基づいて実施していくよう、地区地域福祉活動計画を策定し、更なる地域福祉活動の充実・推進を図ります。
- ・ 地域ごとに、中長期的な課題、目標、見通し等を住民間、各種団体間で共有することにより、地域福祉活動が段階的・継続的に推進できるよう計画づくりを支援します。

2 役割分担

- 市**
- ・ 地区地域福祉活動計画の立案の場などに参加し、行政側から地域福祉活動に期待することや協働したいことを提示するとともに、計画策定及び計画実施に必要な支援を行います。
 - ・ 市社協と連携しながら、各地域において計画を定める立場の住民が地区地域福祉活動計画の策定にあたり必要とする行政施策、統計等の情報を提供します。
 - ・ 社協支部の組織強化を含め、地域が必要とする取組や活動基盤ができるよう、地域住民による地区地域福祉活動計画の策定を市社協地域福祉コーディネーターが支援します。
 - ・ 地区地域福祉活動計画の策定にあたり、地域住民の多くの意見が反映できるよう、地域住民が話し合える場（機会）づくりを行います。
- 市社協**



③具体的な取り組み

市社協地域福祉コーディネーターによる支部ごとの地区地域福祉活動計画策定の支援

- 各地域の住民が主体的に地区地域福祉活動計画を策定できるよう、市社協地域福祉コーディネーターが、住民と共に地域の福祉課題や強化をすべき地域の支え合い機能を検討し、計画策定を支援します。さらに、福祉課題の解決のための地域福祉活動等の立ち上げ方法や、地域の親睦行事や個々人の日常行動等によっても支え合いが推進されるしくみづくりなどに必要なノウハウを提供します。
- 市社協地域福祉コーディネーターが、地区地域福祉活動計画立案に向けた地域の話し合いの場の設定、また多くの住民の意見を計画に反映させるため、支え合いマップづくりや福祉委員研修会などのコーディネートを行います。

計画事項のイメージ

章	項目	内 容
第1章	はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画の目的 ● 地域での計画の位置づけ
第2章	地区の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画づくりが必要となる背景 ● 地域の現状と課題 <ul style="list-style-type: none"> 現状 ・データ（人口、世帯数、高齢化率など） 活動の状況（支部、支部以外） 課題 ・強化すべき地域の支え合い機能とそのための方策
第3章	計画体系	<ul style="list-style-type: none"> ● ビジョン ● 基本目標 ● 実施主体、実施項目
第4章	計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 計画周知 ● 計画を推進するための体制 ● 進行管理（点検・評価）

重点施策③の狙い（重点施策を立案した市・市社協の想い）

- 前計画期間には、約4分の1の地区において、福祉委員等による「1人／単位自治会」以上の見守り体制が構築できた。本計画期間にはより多くの地区における見守り体制の充実とともに、「誰が、誰を」「どのように」見守るのか等の個別的な支援活動へと充実を図りたい。
- 地域の福祉課題が明確化され、地域に必要な地域福祉活動が地域内で共有化されることにより、より実効性のある活動が段階的・継続的に実践されるようになってほしい。
- 地区地域福祉活動計画策定が地域の福祉団体の組織強化の契機になってほしい。

重点施策④ ボランティア・NPO支援機能の充実

- i) 生活支援ニーズとボランティア・NPOとのマッチング等中間支援機能の強化
- ii) 長寿社会を見据えた高齢者同士の支え合い活動の場の拡大

1 目的・概要

- 市と市社協が互いに役割分担しながら連携協力し市民の社会貢献活動を支援することにより、多様化・増大化する支援を必要とする人の生活支援ニーズに応える市民相互の支え合いの場を創出・拡充する施策の充実を図ります。

2 役割分担

市

- 市社協ボランティアセンターと役割分担・連携しながら、ボランティア・NPO等の活動や生涯学習活動に対する支援施策を総合的に実施します。
- 特に、「高齢者同士の支え合いの場の創出・拡充」に関しては、これまでの民間団体への生活支援事業の立ち上げ支援施策の成果を検証しつつ、今後必要となる支援施策等を立案・実施します。

市社協

- 地域福祉分野のボランティア・NPO等の活動支援については、市社協ボランティアセンターが中核的な役割を果たしていきます。
- 社協支部活動や既存のボランティア・NPO活動によっては十分対応できていない「手助け」ニーズを「今後充足を図るべきもの」として明確化し、市民に提示するとともに、それに応える活動の創出支援等を図る施策を立案・実施します。

市・市社協の連携協力のイメージ

市

- ボランティア・NPO等の市民団体への総合的な活動支援・情報提供
- 市民の生涯学習活動支援
- 高齢・障がい・児童・生活困窮など各福祉分野の地域福祉活動と協働推進

連携協力

市社協

- 地域福祉分野の活動支援においては、市社協ボランティアセンターが中核的な役割を果たす
- ボランティア・NPO活動による生活支援ニーズの明確化
- シーズ（助け合い活動に発展し得る市民の自発的活動）の充実へ向けた支援

重点施策④の狙い（重点施策を立案した市・市社協の想い）

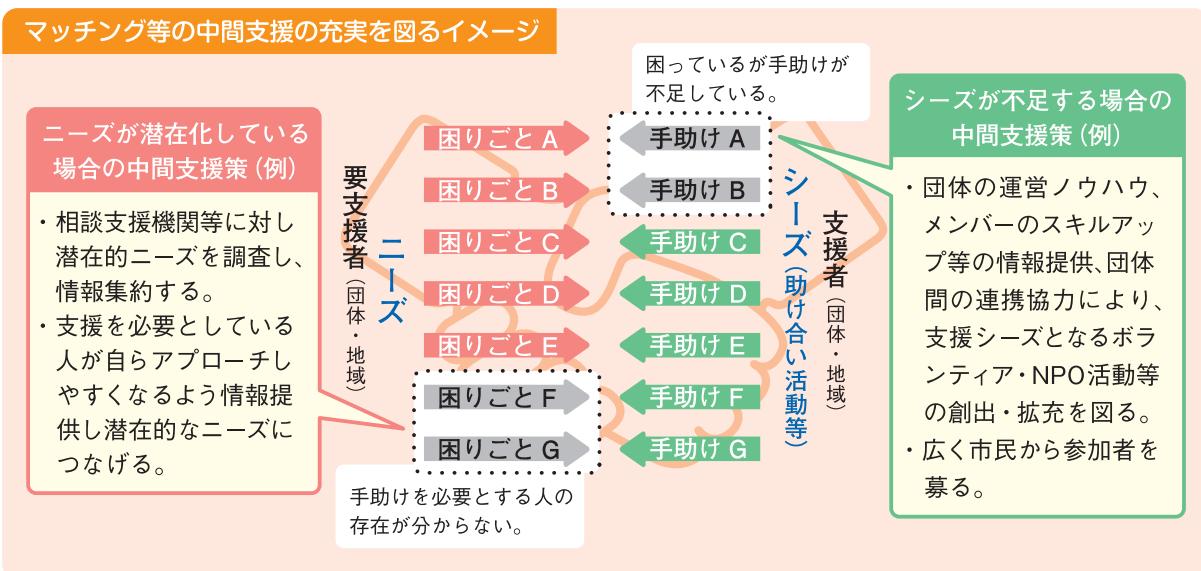
これまででは、情報交換を中心とする「ゆるやかな連携」に留まっていた市の市民協働推進部局及び福祉部局と市社協ボランティアセンターとの連携を、「市民相互の支え合いの場の創出・拡充」へ向けた具体的な施策の実施を前提とするものに進化させていきたい。

③ 具体的な取り組み

中間支援機能の強化

- 市民活動交流センターの開設に伴い、市民活動交流センターと市社協ボランティアセンターとの連携強化を図り、窓口相談等のワンストップサービスに努めます。また、ボランティア・NPO等のマッチング、情報集約・提供等の中間支援機能の充実を図ります。

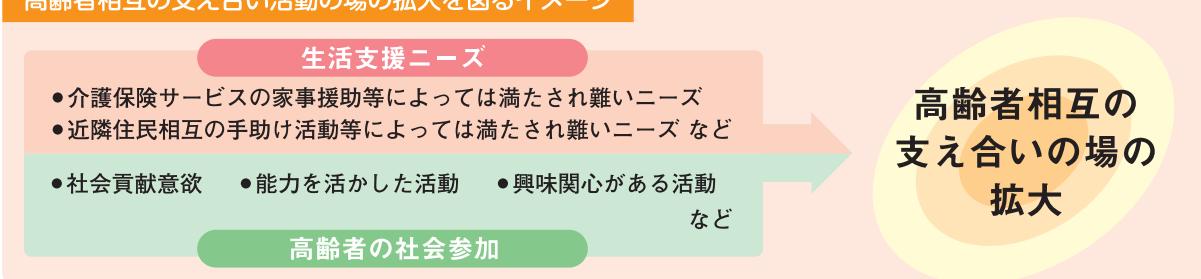
マッチング等の中間支援の充実を図るイメージ



高齢者同士の支え合いの場の創出・拡充

- 高齢者等の「ちょっとした困りごと」を解消するための有償ボランティア派遣事業など(高いところのモノや重いモノの移動の手助け、短時間ですませることができる家事支援、話し相手など)に取り組む市民団体のさらなる創出を図ります。

高齢者相互の支え合い活動の場の拡大を図るイメージ



[本市内の市民団体による「助け合い活動」の例]

	A 団体	B 団体	C 団体
概要	<ul style="list-style-type: none"> 会員間の有償助け合い活動 活動① 日常的に誰でもできる活動、家事援助(掃除・洗濯・食事作り)、買物、産前産後のお手伝いなど 活動② 活動①以外の活動 庭の草取り、小・中型犬の散歩、窓ガラス掃除、換気扇の掃除、複数人の子どもの見守りなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・社協支部事業として、無償の助け合い活動。支援対象は要支援高齢者等に限定 ・自治会主体の「見守り愛チーム」で行うごみ出し等の支援以外の「小さな手助け」 …庭の草取り、庭木の剪定、水道蛇口修理、雨戸修理、家具移動、買い物代行 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者世帯、一人暮らしの高齢者、一人暮らしの障がい者で、自らの努力だけでは自立した行動が出来ないときの困りごと支援。 ・お話し相手(傾聴) ・屋根・雨どい・雨漏り修理 ・トイレ修理などの家屋修理 ・段差解消のスロープづくり ・庭木剪定、草取り 等々 ・グループホーム等での生活支援・慰問活動
利用料負担	活動①：1,000円／時間 活動②：1,200円／時間	無償	実費：交通費・材料費
会員数(H25年度)	60名	55名	76名

重点施策⑤

公的な相談支援と地域福祉活動の協働

「地域助け合い活動創出支援協議連絡票」を活用した地域福祉活動のコーディネート機能の充実

① 目的・概要

- 福祉サービス等の公的な相談支援に携わる者と地域福祉活動に携わる者との協働の推進を図るしくみを本計画における新たな施策として実施します。

② 役割分担

市

- 支援を必要とする人に対する個別支援（ケアマネジメント）等を通じて地域課題を明確化し、「協議連絡票」に反映されるよう市社協地域福祉コーディネーターと協議します。
- 「協議連絡票」の成果を生かして、共助活動と公的相談支援機関との協働及び、支援の充実を図ります。
- 地域ケア会議等により相談支援機関と地域福祉活動団体の連携を図ります。

市社協

- 地域の現状分析、公的相談支援機関及び地域福祉活動関係者との協議を行った上で社協支部ごとに「地域助け合い活動創出支援協議連絡票」を整備します。
- 公的相談支援機関等で、支援を必要とする人の個別支援等を通じて把握された地域課題の解決が地域の支え合い活動においてなされるよう「協議連絡票」に基づいた地域福祉活動のコーディネートを実施します。
- 支え合いマップづくり活動や社協支部等の地域福祉活動団体が主催する場においても、「協議連絡票」に基づく協働の推進が図られるようコーディネートします。

共助と公助の協働の領域イメージ



重点施策⑤の狙い（重点施策を立案した市・市社協の想い）

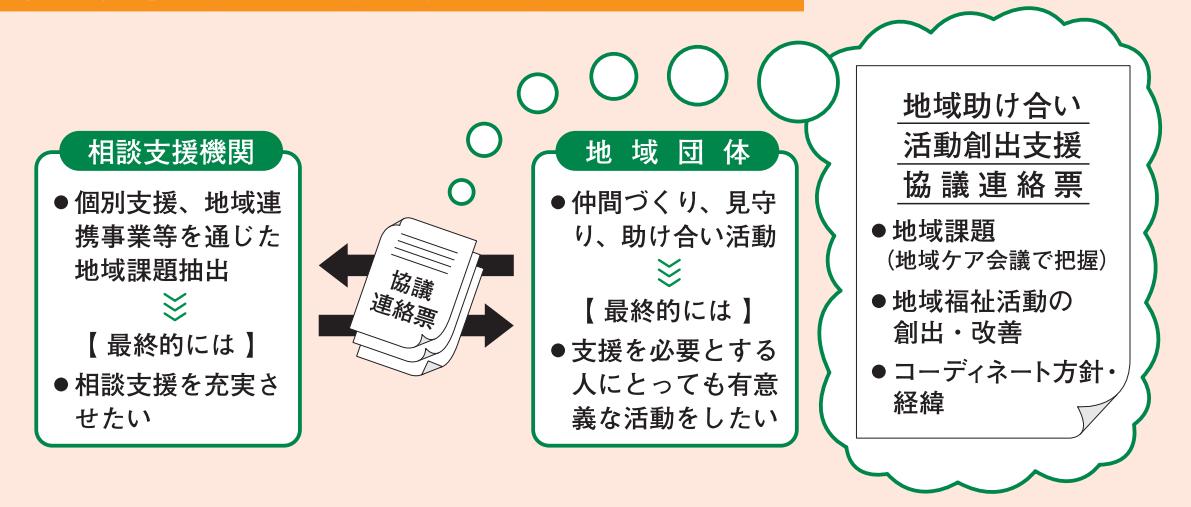
前計画期間において、各地域において広がりを見せた、支え合いマップづくり活動等の支援を必要とする人等の生活支援ニーズを積極的に把握し、自らの地域福祉活動において対応していくという取り組みと、公的な相談支援機関が主催の地域ケア会議等の取り組みがより有機的に結びつき、さらに実り多い場としていきたい。

③具体的な取り組み

「地域助け合い活動創出支援協議連絡票」の活用による公的相談支援機関と地域福祉活動関係者間の情報共有・協働推進

- 「協議連絡票」を基に地域課題を解決するために、地域で不足している助け合い活動に発展し得る市民の自発的活動の充実や新たな活動の立ち上げをコーディネートします。
- 地区の地域福祉活動計画の内容が「協議連絡票」と連動するよう調整します。

「協議連絡票」の活用により公助・共助とも充実が図られるイメージ



公的サービスと地域福祉活動との組み合わせによる相談支援充実を図る関係者間の連携体制の整備

- 各福祉分野の法制度には、市町村が中心となり、福祉サービスを必要とする者が公的な支援とあわせて、住民組織やN P O等の自発的な活動による支援を受けられる体制の整備等を推進していくことが定められています。

このような制度を本市において実施していくにあたっては、「協議連絡票」の活用により充実を図る連携協力関係を基礎としながら、各法制度の事業に必要な体制づくり等について、この計画とは別に、市が各福祉法に基づく事業計画等を定め推進していくこととします。

[各福祉分野の法制度に定める共助による支援の例と関係する各事業計画]

分野※関係する法制度（例）		共助による支援（例）	各種事業計画（例）
高齢	●地域支援の充実 ※介護保険法 老人福祉法等	●介護予防・生活支援サービスの充実 ●インフォーマルサービスの充実 Ex)・要支援者等も参加できる集いの場 ・生活支援活動	●高齢者福祉計画
障がい	●地域生活支援の充実 ※障害者基本法 障害者総合支援法 障害者差別解消法等	●障がい（身体・知的・精神等）者への地域での理解促進 Ex)・安心して相談できる体制づくり ・災害時の避難行動支援体制づくり	●障害者計画・障害福祉計画
子ども・子育て	●児童健全育成 ●子育て家庭の孤立防止 ※児童福祉法等	●子育て支援・交流活動の促進 Ex)・子育て支援自主グループ活動	●次世代育成支援対策行動計画
生活困窮	●生活困窮者自立支援 ※生活困窮者自立支援法等	●日常生活自立・社会生活自立・経済的自立に向けた支援 Ex)・社会生活や就労準備のための場づくり	